

# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 生涯学習の意義

生涯学習とは、人生を豊かで充実したものにするため、文化・スポーツ・趣味などに興味を持ち、新しい知識や技術を自ら習得することや、身近な地域社会をよりよくするため、地域の特色に関心を寄せ、それを理解するための学習活動を、個人が生涯を通じて行なっていくことです。

その活動は学校、家庭、地域を含めたあらゆる領域にわたって行なわれるものです。

そして、自ら学んだ成果をボランティア活動や地域の発展に活かすことは、自分を表現する喜びになるとともに、新しい自分の発見にもつながります。

人々が生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される「生涯学習社会」※を築いていくことが大切です。

## 2 計画策定の背景及び目的

国際化、情報化、科学技術の急速な進展のほか、少子・高齢化など社会・経済が急激に変化している今日、人生の様々な段階における多様な目的を持った学びや、そのための環境づくりなど、生涯を通じた学習機会の提供や家庭・地域の教育力の強化などの「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

国においては、平成2年、生涯学習の振興を目的とした「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を制定し、平成4年7月には文部省の生涯学習審議会において「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申が出されました。本市においては、こうした国の動きを踏まえ、平成5年3月に平成12年度を目標年度とした「豊橋市生涯学習推進計画」を策定しました。

また、平成13年3月には、「豊橋市生涯学習推進計画」の見直しを行ない、平成22年度を目標年度とした「豊橋市生涯学習推進計画（2001～2010）」を策定し、総合的な生涯学習環境の構築に向け施策の推進を図っています。

こうした中、国においては、平成18年12月に60年ぶりとなる教育基本法が改正され、平成20年2月には文部科学省の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」が出されるなどの変化が生じています。

特に改正教育基本法では、第3条（生涯学習の理念）、第10条（家庭教育）第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）が新たに設けられ

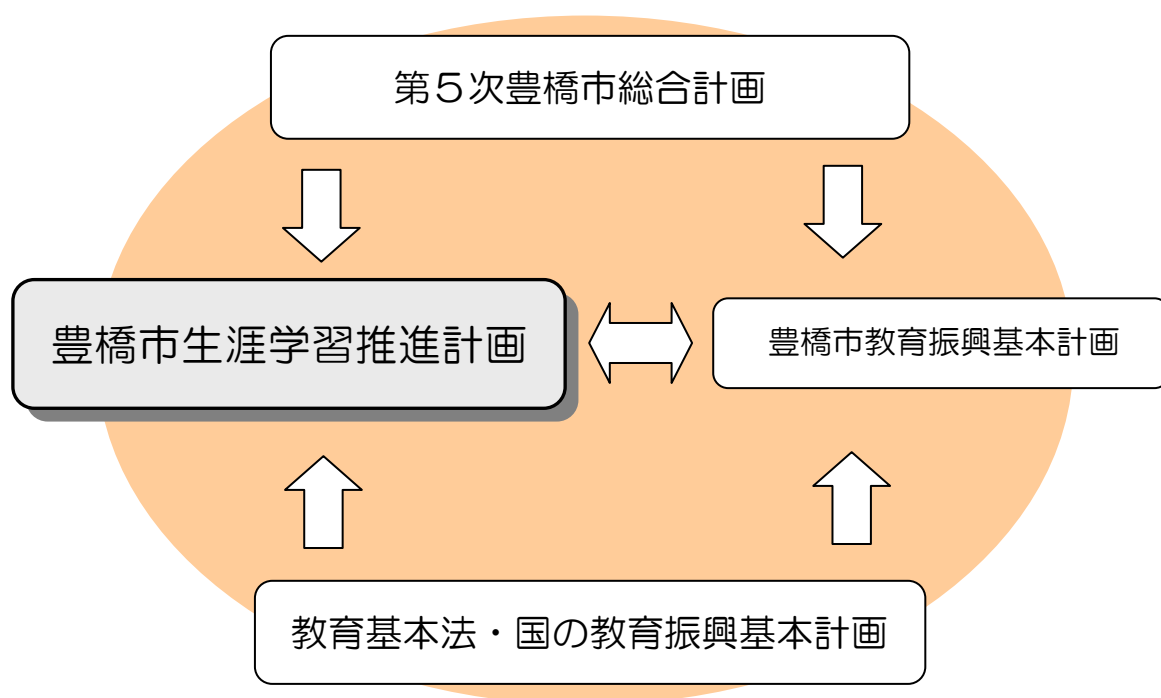
ました。第10条では、家庭教育が子どもの教育の基本であることを再認識し、豊かな感性、自ら学ぶ態度など「生涯学習」の基礎づくりを担う領域であるとしています。子どもの健全育成、教育の目的を実現する上での役割が、家庭や学校のみならず地域社会の果たすべき役割も非常に大きく、学校・家庭・地域社会の三者が相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要です。

こうした国の動きを踏まえ、本年度が「豊橋市生涯学習推進計画（2001～2010）」及び「豊橋市第4次総合計画」の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを検証し、生涯学習推進にあたっての新たな「豊橋市生涯学習推進計画（2011～2020）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「第5次豊橋市総合計画」の教育分野をより具体的にした「豊橋市教育振興基本計画」の個別部門における計画と位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、生涯学習施策を推進していくものです。

#### 【計画の位置づけ】



#### 4 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、当該期間の前期終了時にあたる平成27年度末をめどに内容の見直しを行います。



## 5 計画の基本理念

### 〔豊橋市生涯学習推進計画の基本理念〕

だれでも、いつでも、どこでも、何でも、自発的意思によって学習でき、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の構築を図ります。

平成18年改正の教育基本法では、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴い、重要となっている「生涯学習の理念」を新たに規定しました。

新たな生涯学習推進計画の基本理念は、この改正教育基本法の「生涯学習の理念」及び、豊橋市基本構想の基本理念を踏まえ定めたものです。

### 〔教育基本法 第3条「生涯学習の理念」〕

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。